

| 旧 | | | 新 | | |
|--|--------------|------|--|--------------|--------|
| その2 占用料 | | | その2 占用料 | | |
| 工作物等の区分 | 単位 | 金額 | 工作物等の区分 | 単位 | 金額 |
| 電柱並びにその支柱，支線及び支線柱 | 1本につき1年 | 710円 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 610円 |
| | | | 第2種電柱 | | 950円 |
| | | | 第3種電柱 | | 1,100円 |
| 電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱，支線及び支線柱 | 1本につき1年 | 260円 | 第1種電話柱 | | 550円 |
| | | | 第2種電話柱 | | 880円 |
| | | | 第3種電話柱 | | 1,000円 |
| | | | その他の柱類 | | 55円 |
| 街灯 | 1本につき1年 | 270円 | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1 | 5円 |
| 変圧塔及び送電塔 | 1平方メートルにつき1年 | 520円 | 地下に設ける電線その他の線類 | 年 | 3円 |
| 水道管， 下水道管，ガス管その他これらに類するもの | 長さ1メートルにつき1年 | 52円 | 変圧塔その他これに類するもの | 1個につき1年 | 1,100円 |
| 外径0.2メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 52円 | 水道管， 下水道管，ガス管その他これらに類するもの | 長さ1メートルにつき1年 | 29円 |
| 外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 100円 | 外径が0.07メートル未満のもの | | 42円 |
| 外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 260円 | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 64円 |
| 外径1.0メートル以上のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 520円 | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 85円 |
| | | | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 120円 |
| | | | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 170円 |
| | | | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 290円 |
| | | | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 420円 |
| | | | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | 850円 |
| | | | 外径が1メートル以上のもの | | |
| 通路，鉄道，軌道，公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの | 1平方メートルにつき1年 | 520円 | 通路，鉄道，軌道，公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの | 1平方メートルにつき1年 | 1,100円 |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱 | 1個につき1年 | 320円 | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | 1個につき1年 | 460円 |
| 公衆電話所 | 1個につき1年 | 800円 | 公衆電話所 | | 1,100円 |
| 競技会，展示会，集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 | 1平方メートルにつき1日 | 15円 | 競技会，展示会，集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 | 1平方メートルにつき1日 | 15円 |
| 標識 | 1本につき1年 | 640円 | 標識 | 1本につき1年 | 880円 |
| 食糧，医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの | 1平方メートルにつき1年 | 800円 | 食糧，医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの | 1平方メートルにつき1年 | 1,100円 |
| 地上に設けられるもの | 1平方メートルにつき1年 | 800円 | | | |
| 地下に設けられるもの | 1平方メートルにつき1年 | 520円 | | | |
| 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令 | 1平方メートルにつき1年 | 800円 | 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令 | | 1,100円 |
| 地上に設けられるもの | 1平方メートルにつき1年 | 800円 | | | |
| 地下に設けられるもの | 1平方メートルにつき1年 | 520円 | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|------|---|---|--------|
| で定めるもの | | | | | |
| 防火用貯水槽で地下に設けられるもの | 1平方メートルにつき1年 | 520円 | 防火用貯水槽で地下に設けられるもの | | 1,100円 |
| 蓄電池で地下に設けられるもの | 1平方メートルにつき1年 | 520円 | 蓄電池で地下に設けられるもの | | 1,100円 |
| 国土交通省令で定める水道施設，下水道施設，河川管理施設，変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの | 1平方メートルにつき1年 | 520円 | 国土交通省令で定める水道施設，下水道施設，河川管理施設，変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの | | 1,100円 |
| 橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの | 1平方メートルにつき1年 | 520円 | 橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの | | 1,100円 |
| 警察署の派出所及びこれに附属する工作物等 | 1平方メートルにつき1月 | 360円 | 警察署の派出所及びこれに附属する工作物等 | | 1,100円 |
| 天体，気象又は土地観測施設 | 1平方メートルにつき1月 | 360円 | 天体，気象又は土地観測施設 | | 1,100円 |
| 工事中板囲い，足場，詰所その他の工事中施設 | 1平方メートルにつき1月 | 360円 | 工事中板囲い，足場，詰所その他の工事中施設 | 1平方メートルにつき1月 | 170円 |
| 土石，竹木，瓦その他の工事中材料の置場 | 1平方メートルにつき1月 | 360円 | 土石，竹木，瓦その他の工事中材料の置場 | | 170円 |
| 備考 | <p>1 占有面積若しくは工作物等の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは，1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>2 占有料の額が年額で定められている工作物等に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは，月割りをもって計算し，なお1月未満の端数があるときは，1月として計算する。</p> <p>3 占有料の額が月額で定められている工作物等に係る占有の期間に端数が生じたときは，16日以上を月額，15日以下は月額の半額とする。</p> <p>4 占有料が1件50円未満のときは，50円とする。</p> | | 備考 | <p>1 この表において「第1種電柱」とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考の1において同じ。)を支持するものを，「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを，「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 この表において「第1種電話柱」とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい，電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考の2において同じ。)を支持するものを，「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを，「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 この表において「共架電線」とは，電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 占有面積若しくは工作物等の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは，1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>5 占有料の額が年額で定められている工作物等に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは，月割りをもって計算し，なお1月未満の端数があるときは，1月として計算し，占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは，1月として計算するものとする。</p> <p>6 占有料が1件100円未満のときは，100円とする。</p> | |